

令和6年3月15日

お客様 各位

株式会社確認検査機構アネックス

代表取締役 糸井 史樹

確認検査業務に関する行政処分について

日頃より弊社をご利用いただき誠にありがとうございます。

本日3月15日に弊社が実施いたしました確認検査業務におきまして国土交通省近畿地方整備局より建築基準法第77条の30に基づく監督命令を受けました。

今回の行政処分を厳粛に受け止めますとともに、お客様ならびに関係者の皆さまにご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容等は、下記のとおりです。

記

1. 処分内容

確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃ごすという不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの

改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 6 年 4 月 5 日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について貴機関内に設置された監視委員会等(以下「委員会等」という。)の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

2. 処分事由の概要

建築物の計画の確認審査においてその業務に従事する確認検査員が、法第 40 条により条例で附加された制限である京都市建築基準条例(平成 13 年 4 月 5 日条例第 1 号)第 3 条第 1 項の規定に該当しない(道路の角にある敷地内の同項に規定する部分を空地としなければならないにもかかわらず、空地としていない)ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

3. 再発防止と今後の対応策

当該命令に基づき、今後の再発防止のための業務改善計画書を早急に策定し、国土交通省近畿地方整備局長に提出する予定です。

今後、法令遵守と内部管理を徹底し、信頼の回復に努めて参る所存です。

なお、確認検査業務をはじめ、その他の業務につきまして通常通り実施いたします。

以上